

## 1. アメリカ高等教育における授業料と奨学金

アメリカ合衆国は、多様性を特徴とする連邦国家であり、高等教育についても、その第1の特徴としてあげられるのは多様性である。高等教育は連邦政府の所管ではなく州政府の所管であり、州によって高等教育システムは異なる。多くの州で州立高等教育機関は旗艦大学 (flagship university) とよばれる研究型大学と修士レベルの総合大学 (comprehensive university) , さらにコミュニティカレッジの3つのレベルの異なる高等教育機関タイプが併存している。また、アイビーリーグに代表される私立研究型大学 (research university) や、リベラルアーツ・カレッジもアメリカ高等教育の多様性をさらに増す重要な存在である。

授業料と奨学金に関して、連邦政府は連邦奨学金についてのみ高等教育に関与している。これに対して、州政府は州立大学を所管し、授業料を決定している。ただし、アメリカの多様性をよく示す例であるが、州によって、大学が独自に決定する州もあれば、州議会が関与する州まで様々である。概していえば、アメリカの州立大学は伝統的に低授業料政策をとってきた。ただし、州立大学は州税で維持されており州民に寄与すべきであるとされ、留学生を含む州外学生には教育のフルコストに相当する、州内学生の数倍の授業料を課している場合がほとんどである。ただし、給付奨学金のような学生に対する経済的支援が発達しているために、「定価」の授業料を払う学生や親は少ない。さらに、大学自身も大学独自奨学金 (institutional aids) をもつ場合が多く、実際の支払額は定価より大幅にディスカウントされている。

アメリカでは学生支援制度がきわめてよく発達している<sup>1</sup>。しかし、これらはその時々状況に応じて作られ、しばしば修正されたり、名称変更されたりしているため、全貌をつかむのは容易ではない。連邦の給付奨学金と貸与奨学金 (ローン) だけでも多種にわたりたいへん複雑なシステムになっている。この他にも税制上の優遇措置として、生涯学習税クレジット (The Lifetime Learning Tax Credit) やホープ税額控除 (The Hope Tax Credit) , 教育貯蓄プランなどがある。以下では、これらについて、順次概要を説明する。

---

<sup>1</sup> 学生に対する経済的支援について、以下では学生支援と略記する。